

精神障害の適用範囲について

(精神保健福祉法逐条解説から)

現状

ケース1

ケース2

障害年金

<精神障害者保健福祉手帳>

<精神障害者保健福祉手帳>

<精神障害者保健福祉手帳>

1級 (国年・厚年) 日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの	通院のみ		1級	通院のみ		1級	通院のみ		1級
	一般外来全般	精神科		一般外来全般	精神科		一般外来全般	精神科	
	通院のみ		2級	通院のみ		2級	通院のみ		2級
一般外来全般	精神科	一般外来全般		精神科	一般外来全般		精神科		
2級 (国年・厚年) 日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの	通院のみ		3級	通院のみ		3級	通院のみ		3級
	一般外来全般	精神科		一般外来全般	精神科		一般外来全般	精神科	
3級 (厚年) 労働に著しい制限を受けるか又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの	通院のみ		3級	通院のみ		3級	通院のみ		3級
	一般外来全般	精神科		一般外来全般	精神科		一般外来全般	精神科	
障害手当金 (厚生の一時金) 労働の制限を受けるか又は労働に制限を加えることを必要とする程度のもの									

所得制限	本人	所得税非課税	所得税非課税	特別障害者手当準拠
	扶養義務者	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠
精神2級福祉医療対象者		66名	約230名	約500名
拡大後の歳出増(扶助費)		0円	約700万円	約1,700万円